

財務省告示第六百五十五号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十五年十月二十日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成十五年十一月七日

財務大臣 谷垣 禎一

| 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 |
|------------------------|---|---|--|-----------|--------------|------------|---|------------|----------------------|-----------|
| 名称及び記 号 | 発行の根拠 | 法律及びそ の条項の適 用等 | 発行方法 | 発行額 | 払込金額 | 最低額面金 額 | 振替単位 | 発行行 行価 | 発行行 行格 | 利率 |
| 利付国庫債券（二年）（第二百十 三回） | 財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項 | 社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。 | 国民年金法等の一部を改正する 法律（平成十二年法律第十八号） 附則第三十七條第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金資 金運用基金に寄託された資金に よる引受け | 額面金額で八百億円 | 七百九十九億三千六百万円 | 五万円 | 振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。 | 平成十五年十月二十日 | 額面金額百円につき九十九円九 十銭 | 年〇・一パーセント |

十二 初期利子

十三 第二期以後の利子

十四 償還金額

十五 元利支

十六 払込期日

平成十六年四月二十日を以て、
と、次式により算出した
金額を支払う。ただし、
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払うこと
とする。及び第十四号において
定める。

$$\frac{\text{借入総額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 2}$$

毎年四月二十日及び十月二十日
を、その日以前六月間に属する
て、その日以前六月間に属する
利子を支払う。六月間に属する
平成十七年十月二十日
日
額
本
銀
行
に
つ
き
百
円
平
成
十
五
年
十
月
二
十
日